越監告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のと おり公表します。

令和5年1月19日

越前市監査委員 田中 英夫

同 田中 希世子

同 三田村 輝士

記

1 監査対象及び執行期間

下水道課 令和4年10月17日(月)~10月19日(水)

2 措置状況

| 表題 | 地域ぐるみ接続交付金の事務処理について |
|-------|---|
| 監査の結果 | |
| 措置の内容 | 地域ぐるみ接続交付金については、交付決定と同年度に支払いが完了するよう、適切に事務処理を行ってまいります。また、「実績報告書兼交付金交付申請書」については、接続実績が確認できる資料を添付するとともに、交付決定の起案には申請書の原本を添付してまいります。 なお、適切な事務処理を行うため、当該業務の業務手順書を見直し、職員に周知徹底を図り、適切な事務処理に努めてまいります。 |